

届 出 書

知事
北海道 市区町村長 殿 令和 28 年 4 月 2 日

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 北海 道介 印
(郵便番号 086 - 0205)電話番号 0153 - 75 - 2111

住所
(転居予定先) (郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 〇〇△×とりこわし工事

②工事の場所 北海道野付郡別海町別海〇町〇番地△丁目×-×

③工事の種類及び規模

☒建築物に係る解体工事 用途 住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m2

☐建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積の合計 m2

☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途、階数、請負代金 万円

☐建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

④請負・自主施工の別: ☒請負 ☐自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇〇建設 代表取締役 別 海平
(郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇)電話番号 △△△ - ××× - ###

②住所 北海道野付郡別海町別海〇町〇番地△丁目×-×

③許可番号(登録番号)

☐建設業の場合

建設業許可 ☐大臣 ☐知事(-) 号 (工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名

☒解体工事業の場合

解体工事業登録 北海道 知事 〇〇△× 号

技術管理者氏名 別 海太郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 元 年 4 月 1 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 元 年 4 月 9 日

別紙のとおり (工事完了予定日) 令和 元 年 4 月 25 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- ☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 記名押印に代えて、署名することができる。
- 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他(住宅密集地)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
		作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(大型車交通不可)	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備	
		残存物品	☒ 有 (冷蔵庫) ☐ 無	工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☒ 無		
		他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☒ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☒ 無) ☐ 無	石綿含有成形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済
	フロン(フロン排出抑制法) ☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無			
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取外しができないため)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	35 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☒ 建設発生木材	12 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				